

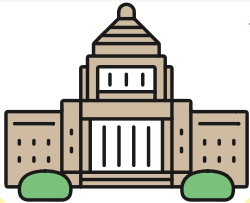
2026年度（令和8年度）から

「子ども・子育て支援金」 が始まります！

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を
社会全体で支える仕組みです。

2026年（令和8年）4月分から、健康保険料・介護保険料に
上乗せする形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。

国



2026年度の
支援金率は
0.23%です

支援金を
納める

国に代わって加入者の
みなさまから支援金を
集め、国に納めます

健康保険組合



健保組合の保険料と
あわせて支援金を納める

事業主・被保険者



みなさんから集めた支援金は、
健保組合で使うことはなく、
国による少子化対策や子育て
支援にのみ使われます。

詳しくは
裏面へ

一般保険料
+
介護保険料
(40歳以上の方)
+

子ども・子育て支援金

2026年（令和8年）
4月分保険料=5月
納付分から徴収します

子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担するの？ /

- ▶ 子どもがいる・いない等に関係なく、**事業主とすべての被保険者が負担の対象**となります。
- ▶ 支援金の負担額は、
月給（標準報酬月額）× 国が示す支援金率
で決まります。
- ▶ 支援金率は2028年度（令和10年度）にかけて段階的に
上がる見込みです。
 - 2026年度（令和8年度） 0.23%
 - 2028年度（令和10年度） 0.4%程度
 - ： 2028年度の負担が
 - ： 上限となります

【被保険者一人あたりの負担額（2026年度）】

例 月給（標準報酬月額）60万円の場合の月額

$60万円 \times 0.23\% = 1,380円 / 月$

事業主と被保険者で折半



事業主
690円



被保険者
690円

※子ども・子育て支援金は、賞与にもかかります。

「子ども・子育て支援金」はこんなことに使われます

児童手当をより手厚く

所得制限がなくなり、支給期間が延長されました。また、第3子以降の手当額が増額され、より手厚い支援となっています。

	以前 ……▶	今
所得制限	960万円未満	所得制限なし
対象となる児童	中学生年代まで	高校生年代まで
第3子以降の手当額(月額)	1.5万円	3万円

妊婦さんの経済的支援

妊娠・出産時に、お子さん1人につき10万円が支給されます。
※クーポン等での給付を選択できる自治体もあります。

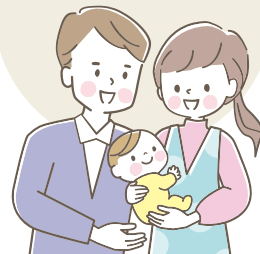
妊娠時の支給

5万円



出産時の支給

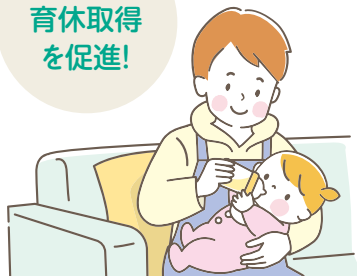
5万円 × こどもの人数
(胎児)



育休手当の給付率UP

一定の条件*1を満たすと、育児休業開始から最長28日間は手取り*2で100%相当を受給できます。

男性の
育休取得
を促進!

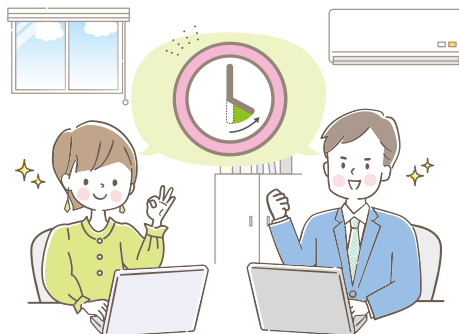


*1 お子さんの出生直後の一定期間内に、両親がともに14日以上育児休業を取得した場合

*2 社会保険料の免除等を含めた実質的な手取り額

時短勤務時の収入減をカバー

2歳未満の子どもの親が、時短勤務をする場合、時短勤務時の賃金の10%が支給されます。



2026年(令和8年)4月から全国実施予定

子ども誰でも通園制度

利用の目的を問わず、お子さん(生後6か月~3歳未満)を保育所などに預けられる制度が始まります。

ひと月に
10時間の範囲、
1時間単位で
利用可能

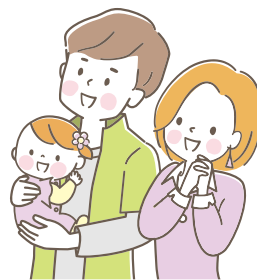
親が働いて
いなくても利用
OK!



2026年(令和8年)10月開始予定

自営業・フリーランス等の方の 育児期間中の 国民年金保険料免除

休業するかどうかや所得に関係なく、お子さんが1歳になるまで国民年金保険料が免除になります。



子ども・子育て支援金制度は、少子化対策強化のために定められた「子ども未来戦略」によるものです。

詳しくは、子ども家庭庁ホームページをご覧ください。

子ども家庭庁 子ども未来戦略

